

～津山市の保育料(利用者負担額)についてのお知らせ～

令和5年4月1日現在

(単位:円)

1. 保育料について

保育利用(2号・3号認定)	
3～5歳児クラス	0円
0～2歳児クラス	右表のとおり

●保育料を決定する際の年齢は、年度初日の前日(3月31日)の満年齢を基準とします。年度の途中で3歳になっても、保育料は0円に変更しません。

教育利用(1号認定)	
0円	

2. 保育料の算定根拠について

適用	根拠税額
4～8月	保護者の令和4年度市町村民税額
9～3月	保護者の令和5年度市町村民税額

3. 算定の基礎となる市町村民税課税額について

- ①住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共団体への寄付金控除、配当割額控除及び、株式等譲渡所得割額控除の適用を受ける前の額となります。
- ②政令指定都市では、平成30年度から市民税所得割の税率が6%から8%に変更されましたが、従前の6%で算出した額を用います。

4. 家計主催者の税額参照について

保護者の市町村民税額が非課税(税額0円)の場合には、同一世帯^(※1)で保護者以外の祖父母等で最多収入者を家計の主宰者と判断し、家計主宰者と保護者の市町村民税額の合算した額で保育料を決定する場合があります。求職活動中など一時的に祖父母等から援助を受けている場合は申し出てください。

ただし、保護者の収入のみで生計が成り立っていると認められる場合は、保護者以外の市町村民税は合算の対象となりません。

※1:住民基本台帳等の形式的な要件ではなく、生活の実態で児童と同一家庭に居住している状態。

5. 年度途中の保育料変更について

世帯状況に変更(婚姻、離婚等)がある場合^(※1)及び、市町村民税額の変更(修正申告、控除否認等)がある場合^(※2)は、保育料が変更となることがあります。

※1:変更がある場合は必ず変更申請を届け出てください。変更申請を毎月25日締めで処理し翌月適用となりますので、保育料への反映も翌月となります。

※2:こども保育課が変更の情報を知り得た翌月から適用となります。直接、修正申告書の控え等を持参された場合も同様となります。

【0～2歳児クラスの保育料表】

階層区分	市町村民税課税額	保育料	
		標準時間	短時間
1	生活保護受給	0	0
2	市町村民税非課税	0	0
3	市町村民税均等割のみ課税	12,500 (5,750)	12,200 (5,600)
4	市町村民税所得割合算	25,000円未満	15,000 (7,000)
5		45,000円未満	17,500 (8,250)
6		48,600円未満	19,500 (9,000)
7		54,000円未満	22,300 (9,000)
8		61,000円未満	25,500 (9,000)
9		75,000円未満	27,800 (9,000)
10		97,000円未満	30,000 (9,000)
11		115,000円未満	34,400
12		133,000円未満	38,000
13		151,000円未満	41,300
14		169,000円未満	44,500
15		195,000円未満	48,000
16		301,000円未満	52,500
17		397,000円未満	57,000
18		397,000円以上	61,000

※上記保育料表の()内の金額は、裏面[6. 多子世帯の保育料減免について]の[③ひとり親等世帯の第1子の保育料軽減及び、第2子以降の保育料無償化]で適用となる軽減後の金額となります。

6. 多子世帯の保育料減免について

番号	種別	条件	判定結果
①	第2子の保育料軽減	保護者の市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯であり、園児が世帯の第2子 ^(※1) であること。	半額 〔保育料表の()内の金額ではありません。〕
		保護者の市町村民税所得割額が57,700円以上の世帯であり、同時に2人以上の児童が在園(同時就園 ^(※2))し、就学前の最年長の園児から第1子と数えて2番目に年齢が高いこと。	半額 〔保育料表の()内の金額ではありません。〕
②	第3子以降の保育料無償化	園児が世帯の第3子以降 ^(※1) であること。	0円
③	ひとり親等世帯 ^(※3) の第1子の保育料軽減及び、第2子以降の保育料無償化	保護者の市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯であり、ひとり親等世帯の第1子であること。	軽減後の金額 〔保育料表の()内の金額となります。〕
		保護者の市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯であり、ひとり親等世帯の第2子であること。	0円

※1 : 原則、世帯員の18歳以下の子どもで数えます。なお、大学等に通学する兄弟がいる場合は、その兄弟の在学証明もしくは学生証(いずれもコピー可)を提出することでその兄弟も含めて数えることができます。

- 通園児童が、世帯員の18歳以下の子どものみで3人目以降と数えられる場合 : 兄弟の在学証明等は不要。
- 通園児童が、世帯員の18歳以下の子どものみで3人目以降と数えられない場合 : 兄弟の在学証明等が必要。

【事例】〔用語説明〕 : (必要)兄弟の在学証明書等の提出が必要。 / (不要)兄弟の在学証明書等の提出が不要。

パターン①	パターン②	パターン③	パターン④	パターン⑤
第1子:19歳 大学生(必要) 第2子:17歳 高校生(不要) 第3子:該当児 →『全員含めて数えます』	第1子:19歳 大学生(不要) 第2子:17歳 高校生(不要) 第3子:13歳 中学生(不要) 第4子:該当児 →『第2子以降で数えます』	第1子:17歳 高校生(不要) 第2子:13歳 中学生(不要) 第3子:該当児 →『全員含めて数えます』	第1子:17歳 就労者 第2子:13歳 中学生(不要) 第3子:該当児 →『第2子以降で数えます』	第1子:17歳 無職 第2子:13歳 中学生(不要) 第3子:該当児 →『全員含めて数えます』 第1子は18歳の年度末まで

※2 : 小学校就学前のお子さんが、認可保育園、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、情緒障害児短期治療施設通所部を利用している場合のみ数えます。(認可外保育施設等は対象外です。)

- 私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用する就学前のお子さんがおられる場合は、**在園証明書の提出が必要となります。**(提出がなければ対象児を除いて数えます。)

※3 : 該当条件は、〔①ひとり親世帯(事実婚除く)〕もしくは、〔②在宅障害児(者)が居る世帯〕となります。ただし、次の要件を満たす必要があります。

〔①の場合〕 児童扶養手当の支給認定を受けていること(手当支給停止を含む)。

〔②の場合〕 同一世帯内の家族(同一地番の別世帯を含む)の障害者手帳等のコピーが提出されていること。

【補足】

- 未婚のひとり親も保育料の軽減を受けられる場合がありますので、ご相談ください。
- 現在の世帯収入が昨年と比較して大きく減少しており、保育料の支払が困難な場合はご相談ください。

7. 保育料の納付について

利用施設	保育料の納付方法
市立保育所 私立保育園 市立認定こども園	●納付書又は、口座振替により津山市へお支払ください。 ※納期限(口座振替日)は、毎月末日(ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日)です。 ※口座登録が完了する間や口座振替を希望しない場合は、納付書でお支払いください。 ※納付書は対応するコンビニエンスストア・スマートフォン決済でご利用できます。 ※納期限内に保育料の入金が無い場合は、保育料に加えて督促手数料及び延滞金を徴収します。 また、差押え等の滞納処分や法的手続きにより強制徴収を行う場合があります。
私立認定こども園 地域型保育事業所	●各施設、事業所へお支払ください。 ※支払方法については、各施設からご案内します。ご不明な点がございましたら、各施設にお問合せください。

※年度途中の保育料変更に伴って納付額に不足が生じた場合は、一括して追加徴収します。また、過納となった場合は、未納保育料への充当もしくは、還付します。

8. 口座振替依頼書の提出について

口座振替を希望される場合は、口座振替依頼書をこども保育課まで提出してください。^(※1)

※1: 依頼書の提出を毎月15日締めで処理し翌月分から適用としています。ただし、不備がある場合には登録が行えませんので、不備通知のとおり訂正のうえ再提出をお願いします。なお、登録口座の指定は保護者の口座のみとし、市内に本支店を有する金融機関に限りです。

【お問合せ先】

津山市役所 こども保健部 こども保育課 幼児教育係 / 〒708-8501 津山市山北520番地(津山すこやか・こどもセンター内)
 TEL: (0868) 32-7028(直通) ※月～金曜日(祝日除く) 8:30～17:15 / mail: hoiku@city.tsuyama.lg.jp